特集《著作権》

タイにおける工業製品の著作権保護



タイ弁護士・博士 Satyapon Sachdecha*

要約

本論文の主旨は、タイの工業製品が保護される範囲について著作権法を中心に説明することである。タイの著作権法に基づいて意匠や工業製品がどのように保護されるのか、タイにおける法律の発展と保護の範囲、さらにデザインの著作物がいかにして応用美術の著作物と定義されるかについて説明する。また著者は、タイにおける立体意匠、業務上の著作物、及び外国人作者の著作物に対する保護の現状も述べる。タイの法律による意匠の重畳的保護について説明し、特に特許法と著作権法の重複する規定に対しタイの裁判所がどのように対処しているかを明らかにする。著者の目的は、同国で意匠権をより適切に守るための方法を説明することである。また本論文は、現在の知的財産法の規定、判例法、及び学術論文を参考にしている。

目次

- 1. はじめに
- 2. 工業製品 応用美術の著作物としての定義と保護
- 3. 立体製品に対する平面描画の著作権保護
- 4. 外国の著作者及び/又は外国の著作権者に対する著作権保護
- 5. 職務上の著作物の著作権保護
- 6. 意匠権と著作権の相互関係
- 7. 結論

1. はじめに

タイでは、工業意匠の保護は工業製品の外観に対して適用され、意匠特許やおそらくは著作権によって保護される。意匠権と著作権の相互関係はいまだグレーゾーンである。その理由は双方の法律に重複があるからである。本論文の目的は、工業製品がどのように、どの程度、著作権法で保護されるのか、また意匠権による場合とはどのような違いがあるかを理解することである。

タイの著作権法の歴史は、タイの王室文庫の蔵書が 保護された仏暦 2435 年(西暦 1892 年)に遡る。その 後、タイがベルヌ条約に加盟した際、「仏暦 2474 年 (西暦 1931 年)文学的及び美術的著作物の保護に関す る法律」が制定された。この法律はベルヌ条約の主要 規定に則しており、特に著作権は登録の有無や形式を 問わず存続するとされた。タイは 1978 年の「仏暦 2521 年(西暦 1978 年)著作権法」で初めて応用美術の 著作物の保護に関する明確な規定を設けた。現在、タ イの著作権に適用されるのは「仏暦 2537 年 (西暦 1994 年) 著作権法」(以下「同法」と呼ぶ) である。ベルヌ条約に定められている原則に加え, TRIPS 協定にも則っており, 応用美術の著作物を保護する規定がある。

2. 工業製品 - 応用美術の著作物としての定義と 保護

同法は著作権のある著作物を,文学,演劇,美術,音楽,視聴覚,映画,録音,音声及び映像の放送の著作物という形での著作成果物,又は表現の態様若しくは形式を問わないその他の文学,学術,美術分野の著作物と定義している(第6条)。「応用美術の著作物」の定義は,同法第4条にある「美術の著作物」の幅広い定義の下で明確に定められている。関連する部分は以下の通りである。

「美術の著作物」は以下の特徴の一つ又は複数 をもつ著作物を意味する。

- (1) 絵画や描画の著作物。すなわち一つ又は複数の材料で、線、光、色彩その他の要素又はそれらの組み合せから成る構造物の創作物
- (2) 彫刻の著作物。すなわち有形の体積を伴う 構造物の創作物。

....

パテント 2014 - 74 - Vol. 67 No. 9

^{**} SATYAPON & PARTNERS

(7) 応用美術の著作物。すなわち上記(1)ないし(6)に定める著作物を、それぞれ単独で又はそれらを組み合わせて、その著作物の価値の鑑賞以外に実用のため、例えば、その著作物の実用的な使用、材料若しくは器具の装飾又は商業的利益のために使用するための著作物。

但し、(1)ないし(7)の著作物に美術的価値があるかどうかにかかわらず、これらの著作物の写真及び図面を含むものとする。

さらに、同法は「著作権のある著作物」「美術の著作物」「応用美術の著作物」を、著作物は美術又は文学の原著作物でなければならないという同一基準の下で保護している。前述のように、タイはベルヌ条約に加盟しているため、著作物は創作された時点、又は最初に発行された時点から、著作権で保護されていると考えられる。しかし、著作物の保護を強化するためには寄託が望ましい。著作権者は著作物の複製をタイ商務省・知的財産権局(DIP)著作権室に預けて登録し、その著作物の真の著作権者であると公示することができる。但し、登録しただけでは著作物の正当な権利者または作者である十分な証拠にはならない(最高裁判所判決 No. 171/2551 (2008 年))。

タイ最高裁判所も応用美術の著作物を認めている。 ランサー社製ペン事件 (the Lancer Pen Case) として 知られる最高裁判決 No. 6379/2537 (1994 年) では, 立体製品であるペンが同法に基づく応用美術の著作物 であると認められた。「設計図」は「描画の著作物」と して、「ボールペンの模型」は「彫刻の著作物」として 保護され,さらに設計図とボールペンの模型を組み合 わせて、筆記用具として及び商業的利益のために使用 されるペンは「応用美術の著作物」として保護される。

上記の法律と判例に従えば、椅子、自動車、人形、ぬいぐるみなどあらゆる種類の工業製品には、少なくとも2種類の著作権が関係していることになる。一つは、「設計の見取り図や図面」に対する著作権であり、これは立体製品の設計・開発の過程で作成されたかどうかにかかわらず、「描画の著作物」として保護される。もう一つは、物理的記述による成果物に対する著作権であり、これは「応用美術の著作物」として保護される。

応用美術の著作物に対する著作権保護の範囲は、保 護期間に関してのみ、通常の美術の著作物と異なる。 通常の美術の著作物では、著作権は作者の生涯と死後 50年間にわたって存続する。一方、応用美術の著作物 では、作者となってから25年間、著作権が存続する。

すでに著作権がある著作物から着想を得た著作物を 保護するには、著作物が独立して創作され、古い著作 物に依拠していないことが、侵害の申立てに対する有 効な抗弁となる。もっとも、保護を受ける要件とし て、作者が独自の考えやアイデアを使用しなければな らないとは定められていない。同法は「作者」の定義 を、著作物を製作する者、又は創作する者としている (第4条)。

3. 立体製品に対する平面描画の著作権保護

同法は著作権者に対し、複製又は翻案、公衆への伝 達、コンピュータープログラム、視聴覚著作物、映画 の著作物及び録音物の原作品又はその複製物の貸与に 関する独占的権利を与えている(第15条)。同法第4 条は「翻案」の定義を、その全体又は一部であるかに かかわらず、新しい著作物を創作することなく、原著 作物の実質的な部分を変換、改変又は模倣により複製 することであるとし、美術の著作物については、それ には平面的な著作物又は立体的な著作物から立体的な 著作物又は平面的な著作物に転換すること、又は原作 品から模型を製作することが含まれる。同法はこのよ うにあらゆる種類の著作成果物を権利侵害(平面から 立体を作ること及び漫画やアニメのキャラクターを玩 具やぬいぐるみの製作のために作り替えることを含 む。) から保護していると推察される。その一方で、訴 訟において、被告の著作物(玩具や人形)が翻案の著 作物であり、権利侵害に当たることの重い立証責任は 原告が負っている。被告の意思や翻案であることを示 す証拠が不十分であれば、裁判所は侵害に対する救済 措置を認めようとしない。

4. 外国の著作者及び/又は外国の著作権者に対 する著作権保護

同法はさらに、外国人の著作物も保護しており、応用美術の著作物も含まれる。但し、作者が、タイの加盟する著作権保護に関する条約に加盟している国の国民であるか又はその国で著作物を創作することが条件となる(第61条)。タイ商務省は政府広報に著作権保護に関する条約(現在はベルヌ条約と TRIPS 協定)の加盟国の名前を発表する権限を持つ。

以前の「仏暦 2521 年 (西暦 1978 年) 著作権法」では、著作物が著作権保護に関する条約に加盟している 国の法律で保護される場合にのみ、外国人作者の著作 物を保護すると定めていた。しかし、この規定は現行 の法律規定によって、出身国(条約の加盟国)におい て著作権が保護されているか否かを問わず、外国人作 者の著作物は保護されるものと解釈するように変更さ れた。

それでもこの問題は、規定がいまだ明確とは言えず、議論の余地を残している。チュラロンコン大学法学 部のダハイ・サブハプホルシリ(Dhajjai Subhapholsiri) 准教授が『著作権法のテキスト』(2001年)で論じているように、外国の著作物を保護するために、その著作物がいずれかの条約加盟国の著作権で守られた著作物であるかどうかを考える必要はない。タイの法律規定に基づいて著作権で保護されるべきであれば、その著作物は保護されなければならない。しかし、法律をこのように拡大解釈した判決がないことから、裁判所はこの問題に関して依然保守的な姿勢を保っているとみるのが妥当だと私は考える。その好例が最高裁判決 No.5010/2533 (1990年)である。

同法に則って著作物を著作権で保護すべきかどうか を検討するには、次に示す同法第8条を参照しなけれ ばならない。「著作物の作者は、以下の条件に従って、 著作成果物の著作権者となる。

(1)未発行の著作物の場合,作者がタイ国民若しくはタイに居住する者,又はタイが加盟する著作権の保護に関する条約に加盟する国の国民若しくはそこに居住する者であること。但し,その居住地が永住地であるか,又はそこでの時間の大半を著作物の創作に費やすことを条件とする。

(2)発行された著作物の場合、最初の発行がタイ又はタイが加盟する著作権の保護に関する条約に加盟する国で行われたこと。最初の発行がタイ以外の、タイが加盟する著作権の保護に関する条約に加盟していない国で行われた場合、その後、最初の発行から30日以内に、タイ又はタイが加盟する著作権の保護に関する条約に加盟する国で著作物の発行が行われたこと。またその作者は最初の公開の時点で(1)に定める適格者であること。

5. 職務上の著作物の著作権保護

従業員が著作権で保護された著作物の作者である場

合、別途文書で合意していない限り、この従業員が著作権者となる。一方、雇用者には業務の目的に沿ってこの著作物を広く公衆に伝達する権利がある(第9条)。著作権は譲渡可能である。但し、著作権の譲渡は、相続による場合を除き、譲渡人及び譲受人が署名した文書によって行われるものとする(第17条)。口頭での合意は著作権の所有権を譲渡するのに不十分である。さらには、たとえ著作権が譲渡されても、著作権で保護された著作物の作者がその著作物に関する「人格権」を失うことはない(第18条)。

従業員の職務を通じて生み出された著作物の著作権 を雇用者に帰属させる場合は、その点を雇用契約やそ の種の契約で明確に合意する必要がある。

6. 意匠権と著作権の相互関係

タイの知的財産権法は、意匠と著作権が与える法律 上の保護の重複を禁じていない。意匠と工業製品の間 には微妙な境界線があり、 著作権はその意匠の美術の 側面に関するものである。特許は、視覚に訴える様々 な特徴の「新規性」と「産業上の利用可能性」を基準 とし、製品の機能性に注目するが、著作権は機能性以 外の美的な側面のみを保護する。応用美術の著作権 は、固有の価値を鑑賞する以外の用途で使われる美術 の著作物 (の組み合わせ) を保護する。意匠が二つの 異なる方法で一貫して使われるならば、保護の重複も あり得るだろう。さらに、意匠を立体的標章やトレー ドドレスとして保護することも可能である。もっとも 最近の裁判所の傾向はこれとは異なる。裁判所は、著 作物に対する重畳的保護を認めず、創作物の本来の目 的に従って三法のうち一つに基づく保護を与えている (最高裁判決 No. 6270/2554 (2011年)及び No. 9240/2554 (2011年))。しかし筆者のとる立場は、裁 判所の司法判断の傾向とは違っている。法律が重複を 禁じていないのであるから、著作物に重畳的保護が必 要である理由の立証責任はむしろ創作者が負うべきで ある。創作者が意匠特許法及び著作権法に基づいて著 作物の目的を証明できれば、双方に基づく保護を与え られるべきである。

ランサー社製ペンの裁判はこの問題に教訓をもたらす。保護される著作物が応用美術の著作物であり、著作権で保護すべきであると証明する責任は原告側にある。保護すべき著作物であることを証明する専門家の意見がどの裁判でも非常に重要となる。それでも裁判

所は一般に、より保守的な見解をとる(最高裁判決 No. 368/2512 (1969 年)及び No. 4026/2524 (1981 年))。

また、保護される意匠の侵害を判断する基準は双方の法律で異なる。特許法は保護される意匠に対し、より広範な保護を与えている。いかなる形の模倣行為も、特許を有する意匠を実施した製品を使用する行為も、侵害と見なされる。一方、著作権法では、翻案や複製が模倣行為と見なされるのは、許可なく行われた場合や独立して創作されたものでない場合のみである。著作権で保護されている著作物を、許可を得て翻案する場合は、原作品であると見なしてよい。

7. 結論

所定の法律規定に基づき、工業意匠の所有者が自らの創作物を保護するための選択肢が複数あるならば、いずれの方法が最善かという疑問が生じる。筆者の考えでは、第一に意匠特許の法律に保護を求めるべきである。また筆者は、重複する保護を認めない裁判所の前述の傾向には同意できない。法律はそれを禁じていないからである。

意匠特許の出願では、特許の保護を与える最優先の基準として新規性があり、タイの特許法は「先願主義」に基づいている。著作権の保護は「原」作品が存続していることに基づき与えられる。筆者の考えでは、特許の期間やさらには期間満了後も、これらの権利を主張することができる。さらに、タイで著作権を主張するには、著作権者が立証責任を負うことになる。双方の権利の侵害については同様の罰則があり、罰金及び/又は禁固刑が科される。

特許法では、特許侵害の罰則として最高 40 万バーツの罰金、最長 2 年の禁固刑、又はそれらが併科されることがある(特許法第 85 条)。公開日に遡って、差止命令や損害賠償など民事上の救済措置を求めることもできる。著作権法では、著作権を侵害した者には 2 万~20 万バーツの罰金が科される。但し、違反行為が商取引を通じたものであれば、違反者は 6ヶ月~4 年の禁固刑、10 万~80 万バーツの罰金、又は禁固刑と罰金が併科される(第 69 条)。差止命令や損害賠償など民事上の救済措置を求めることもできる。

参考文献

法律:

仏曆 2521 年 (西曆 1978 年) 著作権法 仏曆 2537 年 (西曆 1994 年) 著作権法 仏曆 2522 年 (西曆 1979 年) 特許法

書籍

チュラロンコン大学法学部ダハイ・サブハプホルシリ(Dhajjai Subhapholsiri)准教授著

『著作権法のテキスト(Text on Copyright Law)』(2001 年)

判例:

最高裁判決 No. 368/2512 (1969 年) 最高裁判決 No. 4026/2524 (1981 年) 最高裁判決 No. 5010/2533 (1990 年) 最高裁判決 No. 6379/2537 (1994 年)

最高裁判決 No. 171/2551 (2008 年)

最高裁判決 No. 6270/2554 (2011 年)

最高裁判決 No. 9240/2554 (2011 年)

(英文原稿受領 2014. 1. 22)

(和訳監修者 沖本周子)

(和訳原稿受領 2014. 4. 14)